

平成28年度第2回札幌市営企業調査審議会総会

日 時 平成28年7月21日(木) 午後3時から
会 場 ニューオータニイン札幌 2階 鶴の間

会議次第

- 1 市長あいさつ
- 2 委員及び理事者紹介
- 3 交通部会審議経過説明
- 4 答申案朗読
- 5 答申案内容説明
- 6 答申案審議

資 料

札幌市営企業調査審議会委員名簿 ……………資料1

札幌市営企業調査審議会条例 ……………資料2

札幌市営企業調査審議会交通部会での審議経過について ……資料3

路面電車事業の経営基盤の安定化に向けた適正な利用者負担に関する
答申(案) ……………資料4

札幌市営企業調査審議会委員名簿

平成28年7月21日現在

(五十音順、敬称略)

氏名	役職等	交通	水道	下水道	病院
足立 敬允	市民委員			○	○
油矢 紗也香	一般社団法人札幌青年会議所監事		○	○	
荒木 美枝	公益社団法人北海道看護協会専務理事				○
大平 義隆	北海学園大学経営学部教授	○	○		
岡部 聡	北海道大学大学院工学研究院教授			○	
加藤 欽也	札幌商工会議所政策委員会委員長	○		○	
木村 克輝	北海道大学大学院工学研究院准教授			○	
今 真人	一般社団法人札幌市医師会副会長				○
斉田 顕彰	弁護士（札幌弁護士会所属）	○			○
齋藤 友子	株式会社まるいち代表取締役社長	○	○		
笹川 貴美雄	市民委員	○		○	
菅原 光宏	北海道経済連合会理事事務局長		○		○
杉山 洋勝	市民委員		○	○	
高田 安春	市民委員	○			○
高野 伸栄	北海道大学公共政策大学院教授	○			
田作 淳	市民委員	○	○		
徳田 禎久	北海道病院協会理事長				○
行方 幸代	公益社団法人札幌消費者協会理事		○		○
早坂 浩司	株式会社北海道医療新聞社常務取締役				○
平本 健太	北海道大学大学院経済学研究科教授			○	○
福迫 均	北海道中小企業団体中央会専務理事		○	○	
本望 由佳	札幌市PTA協議会副会長	○		○	
松井 佳彦	北海道大学大学院工学研究院教授		○		
森田 久芳	市民委員		○		○
山本 裕子	北海学園大学工学部准教授		○		
吉岡 孝修	株式会社北海道新聞情報サービス代表取締役社長	○	○		
吉田 賢一	連合北海道札幌地区連合会事務局長	○		○	

以上27名

札幌市営企業調査審議会条例

昭和 40 年 12 月 15 日
条 例 第 3 2 号

(設置)

第 1 条 本市の公営企業（以下「公営企業」という。）に関する諸施策の運営に資するため、札幌市営企業調査審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、公営企業に関し、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項につき調査審議する。

- (1) 運営管理の方針に関すること
- (2) 財政に関すること
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、自ら調査審議して市長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会所属の委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

札幌市営企業調査審議会交通部会での審議経過について

◎第1回交通部会（平成28年4月28日（木））

【事務局からの主な説明内容】

項目	説明内容
路面電車活用計画	平成17年の路面電車事業の存続決定から計画策定までの流れや、路線ループ化・新型低床車両の導入などのサービスアップ事業、人件費削減などによる経営効率化、運賃改定の実施（計画上、平成27年度の改定を想定）などの経営健全化に向けた取組を説明
平成28年度予算と活用計画の収支比較	平成28年度予算と活用計画との比較で、運賃改定の実施時期が活用計画よりも遅れていること、人件費や経費の増加などにより収支が悪化していることを、利用者負担の見直しの必要性和併せて説明
運賃制度	運賃制度の概要や、現行の普通運賃170円は平成4年に改定したことなどこれまでの改定経過を説明
利用実態調査等	乗車目的や年代、利用時間帯などを対象とした利用実態調査（平成25年9月実施）や、ループ化事業の魅力やループ化後における利用状況の変化などに関する都心線開業後利用状況等調査（平成28年1～2月実施）について、概要を説明

【議論のまとめ】

- ★平成28年度予算の経常収支については、活用計画に比べ、悪化しており、今後、計画で見込む健全な経営を目指していくためには、早期の運賃改定が必要であることを理解するとともに、さらに、第2回部会に提示予定の、将来的な収支や運賃改定後の需要動向などの資料により、改めて中長期的な視点から、運賃改定の必要性について検証することとした。
- ★利用実態調査等の結果から、路面電車が幅広い年代の方に地域の日常生活の足として利用されていること、今後のまちづくりや観光面での活用の可能性が感じられることなどを確認した。

◎第2回交通部会（平成28年6月2日（木））

【事務局からの主な説明内容】

項目	説明内容
乗車人員の需要推計、収支シミュレーション	今後の乗車人員の需要推計について、推計の考え方（将来的な人口伸び率、ループ化効果等を反映）や運賃改定時における乗車人員の下振れ、推計結果を説明するとともに、運賃改定をする場合・しない場合における将来的な収支シミュレーションについて、活用計画との比較も混じえ説明
運賃制度の見直し	距離に応じた運賃や都心部100円運賃などを設定する場合の効果・課題、通勤定期券の割引率の引き上げの必要性やメリットなどを説明
上下分離制度	平成30年代前半の導入を目指している上下分離制度について、制度概要や導入目的、今後の導入に至るまでの時系列的な整理を説明
観光客向け利用促進策	路線沿線のホテルとタイアップした1日乗車券の発売や、沿線施設や観光情報を紹介するパンフレットの作成など、平成28年度に実施している観光客向けの利用促進策を説明

【議論のまとめ】

- ★乗車人員の需要推計に係る前提条件の根拠について議論を深める中で、運賃改定を実施した場合における乗車人員の下振れの可能性は、限定的であることを確認した。
- ★仮に改定額を30円とした場合、今後の中長期的な収支見通しとしては活用計画と概ね同程度で推移すること、平成30年代中盤に単年度黒字に転換し、将来的にも黒字が維持されること、また一方、改定しない場合は収支不足が継続し、黒字化が見込めないことを確認し、早期の運賃改定が必要な状況であるとの共通な認識に至った。
- ★乗車距離に応じた運賃制度などの実現性について質疑を行い、多額のシステム改修費がかかること、制度運用に必要なデータ取得に工夫が必要などの課題があることから、現時点での実現は困難ではあるが、引き続き、検討が必要であることを確認した。
- ★定期券割引率の引き上げに関し、他事業者の割引率の状況や、利用者負担軽減の観点から、通学定期券の割引率も含めて、第3回部会にて検討することとした。
- ★上下分離については、分離後の運送事業者や運送事業者が担う範囲なども含めて検討中であり、また、上下分離の具体的な効果額は、運送事業者が担う業務範囲などに影響されるものであるため、今後の審議会にて改めて議論していくことを確認した。
- ★より効果的な利用促進策の実施のため、関係部局や沿線事業者、関連団体との協働が必要であることを確認した。また、利用者ニーズに合った企画について、大学との連携や若者などの幅広い意見を取り入れながら実施していったらどうかとの意見があった。

◎第3回交通部会（平成28年6月16日（木））

【事務局からの主な説明内容】

項目	説明内容
定期券割引率の引き上げ	通勤・通学定期の利用率や、地下鉄やバスなど他事業者の定期割引率の設定状況、割引率引き上げ時の収支への影響などを説明

【議論のまとめ】

- ★通勤・通学定期券の割引率の引き上げに関する議論を通じて、運賃改定による利用者の負担感の緩和と経営に与える影響などのバランスを取って検討することが必要との意見にまとまった。
- ★答申案への意見の中で、路面電車の果たしている役割について整理が必要、今後の経営効率化が人件費の削減に偏り過ぎないことが重要、中長期の経営の見通しを立てる際に、引き続き、利用実態の把握が必要、などの指摘があり、これらを盛り込む答申草案の作成については、部会長も入れた作業部会にて行うこととした。

◎第1回作業部会（平成28年6月23日（木））

◎第2回作業部会（平成28年7月1日（金））

◎第4回交通部会（平成28年7月5日（火））

【事務局からの主な説明内容】

項目	説明内容
答申の草案	作業部会にて作成した答申の草案を説明

【議論のまとめ】

- ★これまでの審議を通じて出された意見を、より適切に答申に反映するため、答申草案の各項目において、表現の修正や文言の整理などを行い、交通部会として答申案を取りまとめた。

路面電車事業の経営基盤の安定化に向けた
適正な利用者負担に関する答申
(案)

平成28年7月21日

札幌市営企業調査審議会

目 次

はじめに	1
1 路面電車事業の現状について	2
2 適正な利用者負担の見直しについて	2
2-1 運賃の改定について	
2-2 利用者視点に立った運賃制度について	
3 その他の取り組むべき方策	4
3-1 利便性・安全性向上の取組みについて	
3-2 経営の効率化について	
3-3 利用促進について	
おわりに	5

はじめに

札幌市営企業調査審議会は、これまで、路面電車事業を進めていく上での基本的な考え方や今後の方向性を示した「札幌市路面電車活用計画」や「札幌市交通事業経営計画」の策定にあたって、健全な経営の確立に向け、収支改善の前提となる需要の拡大、経営の効率化、利用者負担のあり方、一般会計負担のあり方などについて意見を述べてきたところです。

札幌市においては、これらの意見を踏まえ、各計画を策定し、経営の健全化などに取り組み、経営改善に向けて努力されてきましたが、計画に見込まれている利用者負担の見直しが実施に至っておらず、また、経費の増加なども相まって、収支の悪化が避けられない状況となっています。

このため、今後も見込まれる収支不足を解消し、経営基盤の安定化を図るとともに、これからも路面電車が「市民の足」を守り、「ゆたかな暮らし」と「まちの発展」を支える重要な役割を果たしていくため、運賃水準の見直しなどによる適正な利用者負担について、当審議会に諮問されたことから、慎重なる審議を重ねた結果、ここに結論を得たので、次のとおり答申します。

1 路面電車事業の現状について

人口減少や少子高齢化が進み、超高齢社会が到来する中、路面電車は、人や環境にやさしい公共交通機関として、都心のまちづくりに貢献しながら、市民の足を守っていく大切な役割を担っています。

札幌市では、市民議論などを経て、平成 17 年に路面電車事業の存続を決定し、その後、平成 24 年には「札幌市路面電車活用計画」にて具体的な活用方策などを取りまとめ、その方向性に沿った事業計画である「札幌市交通事業経営計画」のもと、事業を進めているところです。

これらの計画では、路面電車事業の安全で安心な運行を継続するためには、施設や設備の計画的な更新を図るとともに、さらなる経営の効率化や利用者負担のあり方の見直しなどを前提として収支を改善し、路面電車事業の健全な経営を確立することが必要であるとしています。

これまでに、新型低床車両の導入や平成 27 年 12 月の路線のループ化などによりサービスの向上が図られ、また、運転手の非常勤職員化も進められているなど、経営の効率化においても一定の効果が認められるところです。

収支状況については、長期間運賃が据置きになっていることに加え、電気料金の引上げなどによる経費の増加等の影響により収支の悪化が見込まれ、平成 28 年度予算においては 2 億 9 千万円の収支不足となっています。

2 適正な利用者負担の見直しについて

2-1 運賃の改定について

今後の乗車人員としては、沿線人口の増加や雇用環境の改善、

路線のループ化による効果もあり、当面は一定程度の増加が見込まれるものの、将来的には生産年齢人口の減少が進み、さらに札幌市の人口も減少に転じ、乗車人員も減少する見通しであります。

なお、運賃改定を行わない場合は、現状と同様に、この先数年は1～2億円程度の収支不足が続き、その後も収支の黒字化は見込めない状況であります。

このような状況の中、路面電車が市民の足としての役割を担いつつ、路面電車の持つ特性を生かしたまちづくりへの活用を進めるためには、早期に収支不足を解消し、長期にわたり黒字を維持していくとともに、累積欠損金を解消し、安定した事業運営に努める必要があります。

このため、事業収入の根幹である乗車料収入の確保策として、利用者に応分の負担を求めざるを得ない状況であり、運賃改定を実施した場合の乗車人員の減少は限定的であると見込まれることも考慮すると、運賃改定を行う必要があると考えます。

なお、実際の運賃の設定にあたっては、市民に対し経営状況について説明し、十分な理解と協力を得ることが肝要であります。

2-2 利用者視点に立った運賃制度について

利用の少ない通勤定期券について、経営状況や他都市の割引率などを考慮し、割引率を引き上げることによって、利用促進を図り、安定的な収入の確保に努めるべきであります。

また、併せて、通学定期券についても、運賃の改定に伴う負担軽減などの観点から、経営状況等を踏まえながら、割引率の引上げを検討すべきと考えます。

なお、区間や時間に応じるなどの新たな運賃制度は、現段階においては、機器設置などの制約や費用面での課題により導入は困難ですが、引き続き検討することを要望します。

3 その他の取り組むべき方策

3-1 利便性・安全性向上の取り組みについて

路線のループ化や情報利活用システムの導入による利便性や快適性を今後も維持していくとともに、安全で安心な運行を継続するために老朽化した車両を更新する際には、新型低床車両の導入を計画的に進め、併せて利便性の向上を図る必要があります。

また、停留場のバリアフリー化を進めるとともに、振動や騒音を抑えるレールへの改良などについても、計画的に進め、利便性や快適性、安全性の向上を図る必要があります。

3-2 経営の効率化について

今後もこれまでと同様に安全運行の確保を前提としつつ、さらなる経費の節減や計画的な改修の実施などにより、一層の効率化を進めるべきと考えます。

なお、札幌市が引き続き施設整備を行い、他の事業者が運送事業を担う上下分離方式については、持続可能な経営を目指し、継続して検討を進める必要があると考えます。

3-3 利用促進について

今後は、将来的な人口減少を背景として、乗車人員の減少が見込まれるため、引き続き、利用実態を把握しつつ、さらなる需要の掘り起こしなどに取り組み、収入の確保に努める必要があります。

また、路面電車がまちの賑わいを創出し、市内外の様々な利用者にとって、より魅力的で身近なものになるよう、幅広い意見を取り入れながら利用促進を図る方策や仕組みを充実させていく必要があると考えます。

お わ り に

当審議会は、路面電車事業の経営基盤の安定化に向けた、適正な利用者負担の見直し等について審議を行ってきました。

審議の結果、将来的に路面電車事業を維持し、市民の足としての役割を担いながら大切な財産として、まちづくりへの活用を進めて行くためには、運賃水準等の利用者負担を見直す必要があるとの結論に至ったところであります。

超高齢社会が到来する中、今後の市民生活を支え、まちづくりへ貢献する重要な都市基盤として、路面電車の役割はより一層高まるものと考えられます。

このため、経営を取り巻く環境や時代の変化などに適応するため、引き続き、収支状況の見通しや利用実態の把握に努め、安定的な経営基盤の維持に向けた事業経営に取り組んでいくことを求めるものであります。